

新大綱的指針の構成イメージ（案）

. 評価の基本的方向と必要性

競争的な研究開発環境の実現、効果的・効率的な資源配分

国民に研究開発の意義や成果を積極的に公開

評価に対する意識 具体化

研究の特性に応じた評価の視点を設定 具体化 等

. 評価の公平さと透明性の確保及び評価結果の資源配分への反映

<評価の公平さと透明性の確保>

客観性の高い指標、外部評価の積極的活用 具体化

評価手法、評価基準等の周知、評価内容の開示等を徹底 具体化 等

<評価結果の資源配分への反映>

課題の継続、拡大、縮小、中止 具体化

研究者の処遇等への反映 具体化

1 . 研究開発課題の評価

(1) 競争的資金による課題

専門家によるピアレビュー、国際的水準に照らした質の評価 具体化 等

(2) 政策目的型プロジェクト等

第三者を評価者とした社会的・経済的観点で事前評価 具体化 等

2 . 研究開発機関の評価

機関運営と研究開発の2つの側面から評価 具体化

研究機関評価の結果は、機関長の評価につなげる 新規

3 . 研究開発制度及びその運用の評価

4 . 研究者の評価

. 評価体制の整備

研究費の一部を評価業務に充当、研究経験のある評価者の確保 新規

国全体のデータベースの整備、評価のため電子システムの導入 新規 等

. 大綱的指針等の見直し

研究開発評価の実施状況等のフォローアップ

その結果に基づき、必要に応じ大綱的指針、各省の指針の適宜見直し 等